

議案第五号

一時借入金に關する件

昭和三十一年度特別会計沼山事業才入才出
予算の支出に充當するため左記の通り一時
借入をするものとする

記

一借入金額 金壹百万円以内

一借入先

三朝町内各農業協同組合
山陰合同銀行
扶業銀行

一借入利率

日歩三厘五以内

昭和三十一年一月十日提出

三朝町長 坂出 稚



昭和三年一月廿日議決

原案可決

三町議會議長天野藤

